

災害救助法適用地域のご契約者さまへの特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。
当社では、災害救助法が適用された地域のご契約者さまにご加入いただいている保険契約につきまして、次の通りの特別お取り扱いを実施させていただいております。

【災害救助法適用地域のご契約者さまへの特別お取り扱いについて】

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長について

このたびの被害により保険料のお払い込みが一時的に困難な場合、お申し出により、保険料のお払い込みを猶予する期間を延長（最長6ヶ月）させていただきます。

(2) 保険金・給付金、契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お申し出により、ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取り扱いをさせていただきます。

【災害救助法の適用状況】

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2010年7月14日	【広島県】 世羅郡世羅町	7月21日厚生労働省発表 大雨による被害にかかる適用
2010年7月16日	【広島県】 庄原市	7月17日厚生労働省発表 大雨による被害にかかる適用
2010年7月14日	【広島県】 呉市	
2010年7月15日	【山口県】 山陽小野田市	7月15日厚生労働省発表 大雨による被害にかかる適用

【お客さまからのお問い合わせ窓口】

AIG エジソン生命 カスタマーサービスセンター
フリーコール : 0120-981-088
受付時間 : 午前9:00～午後6:00
(土・日・祝日を除く)
(携帯電話・PHSからもつながります。)